

# 使用料などを改定します

4月1日から、消費税の税率が5%から8%に引き上げられます。これに伴い、施設の使用料、水道料金、下水道使用料、市民病院の医療費の一部などについて、消費税引き上げ分を加えた額となります。また、施設の維持管理にかかるコストと受益者負担の状況を踏まえ、適正化を図るため、一部の使用料などについて、あわせて改定します。

## ■消費税引き上げ分を加え、改定するもの(改定率:おおむね3%)

区分	主な施設など
文化施設等使用料 (ホール、会議室など)	公会堂、市民文化会館、西川芸能練習場、三の丸会館、労働会館、勤労青少年ホーム、教育会館、男女共同参画センター、コンサートホール・中ホール、穂の国とよはし芸術劇場、アイプラザ豊橋、校区市民館、市民センター、こども未来館、あイトピア、さくらピア、更生保護会館、斎場棟(火葬場、焼却場を除く)、白ヶ池会館、保健所・保健センター、職業訓練センター、野外教育センター、少年自然の家、視聴覚教育センター、青少年センター、美術博物館、中央図書館、自然史博物館、競輪場(多目的ホール)
体育施設使用料	陸上競技場、硬式庭球場、武道館、地区体育館、トレーニングセンター屋内施設、グリーンスポーツセンター、市民球場、市民球技場、市民庭球場、市民クラブハウス、総合体育館、万場調整池庭球場、屋内プール・アイスアリーナ、青少年広場、明海広場、向山運動広場、福岡小・二川中・東陵中学校校庭照明設備
自転車等駐車場手数料	東口自転車等駐車場、西口自転車等駐車場、二川駅南口自転車等駐車場
その他	犬・猫等死体処理手数料、診断書・証明書交付手数料、保健所手数料・使用料、撮影・模写等手数料、公共駐車場料金、行政財産使用料など

## ■受益者負担の状況を踏まえ、改定するもの

区分	改定内容例
地区市民館および前芝校区市民館	豊城地区市民館 和室(全日) 2,000円 → 2,600円
軟式庭球場	専用使用(全日) 1,150円 → 1,710円
市民プール	個人利用(大人) 200円 → 300円
豊橋球場・東田球場	球場使用料(全日) 4,070円 → 6,100円
トレーニングセンター テニスコート	個人利用(1回) 30円 → 40円
看護専門学校	授業料(月額) 10,000円 → 12,000円 入学金 20,000円 → 30,000円
総合動植物公園	駐車場料金(新規設定) (普通自動車) 200円 (中型・大型自動車) 400円 遊具使用料(小人) 大観覧車など 300円 → 150円 メリーゴーランドなど 200円 → 100円 遊具使用料1日券(新規設定) (大人) 1,000円 (小人) 500円

**[共通事項]** 改定は4月1日から実施します。ただし、看護専門学校授業料・入学金は平成27年度入学者から、前芝校区市民館は開館日から実施します。なお、軟式庭球場などについては、あわせて利用の時間区分を2時間単位に見直します。また、総合動植物公園駐車場の有料化と軟式庭球場などの時間区分の見直しなどの実施については、別途お知らせします。

**問い合わせ**  
財政課 ☎ 51・2120 55・6385  
zaisei@city.toyohashi.lg.jp  
※見直しについての詳細は、ホームページ(<http://www.city.toyohashi.aich.jp/zaisei/>)をご覧ください  
※使用料金などの詳細については、各施設へお問い合わせください



■水道料金・下水道使用料・地域下水道使用料は「6月1日以後の検針」から新料金となります

4月1日から消費税引き上げ分を加えた料金に改定しますが、新料金での支払いとなるのは6月1日以後の検針分からです(表2・表3参照)。

問い合わせ お客さま料金センター(☎51・2712)

■加入金・工事負担金の改定について

新しく水道をひく方などに納めていただく加入金・工事負担金は、4月1日から次のとおり改定します。

【加入金】表1のとおり改定

【工事負担金】道路に配水管(水道本管)のある場合は、3万1500円から3万2400円に改定。

道路に配水管がない場合は、工事が自己負担となります。補助制度(メーター口径20mm以下の申請者が所有し居住する専用住宅・店舗付住宅に限る)もありますので、詳しくは

お問い合わせください。

問い合わせ 給排水課

(☎51・2722)

■表1 加入金改定表

メーター口径	加入金	
	改定前	改定後
13mm	73,500円	75,600円
20mm	199,500円	205,200円
25mm	336,000円	345,600円
30mm	525,000円	540,000円
40mm	1,050,000円	1,080,000円
50mm	1,785,000円	1,836,000円

■表2 水道料金計算表(例:1か月に25m<sup>3</sup>を使用した場合)

	基本料金 ※1か月分(①)	水量料金※1か月分				計(②)	合計 (①+②)	水道料金請求額
		10m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> をこえ 20m <sup>3</sup> まで	20m <sup>3</sup> をこえ 50m <sup>3</sup> まで				
4月期分 (旧料金)	(口径20mm) 1,450円	(28円×10m <sup>3</sup> ) 280円	(56円×10m <sup>3</sup> ) 560円	(92円×5m <sup>3</sup> ) 460円	1,300円	2,750円	(2,750円×105 / 100 = 2,887円) [2,887円×2月分] 5,774円	
6月期分 (新料金)	(口径20mm) 1,450円	(28円×10m <sup>3</sup> ) 280円	(56円×10m <sup>3</sup> ) 560円	(92円×5m <sup>3</sup> ) 460円	1,300円	2,750円	(2,750円×108 / 100 = 2,970円) [2,970円×2月分] 5,940円	

■表3 下水道使用料・地域下水道使用料計算表(例:1か月に25m<sup>3</sup>を使用した場合)

	基本使用料 ※1か月分(①)	超過使用料※1か月分				計(②)	合計 (①+②)	下水道使用料請求額	合計金額 (水道料金+ 下水道使用料)
		10m <sup>3</sup> をこえ 20m <sup>3</sup> まで	20m <sup>3</sup> をこえ 50m <sup>3</sup> まで						
4月期分 (旧料金)	(10m <sup>3</sup> まで) 770円	(100円×10m <sup>3</sup> ) 1,000円	(160円×5m <sup>3</sup> ) 800円	1,800円	2,570円	(2,570円×105 / 100 = 2,698円) [2,698円×2月分] 5,396円	4月期分 11,170円		
6月期分 (新料金)	(10m <sup>3</sup> まで) 770円	(100円×10m <sup>3</sup> ) 1,000円	(160円×5m <sup>3</sup> ) 800円	1,800円	2,570円	(2,570円×108 / 100 = 2,775円) [2,775円×2月分] 5,550円	6月期分 11,490円		

■表4 消費税が課税されるもの・課税されないものの区分

課税されるもの	課税されないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室料差額(妊娠・出産後の入院を除く)</li> <li>・ 健康診断料</li> <li>・ 診断書等証明手数料(文書料)</li> <li>・ 自由診療など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分べん介助料</li> <li>・ 健康保険法、国民健康保険法などに基づいて行われる保険医療</li> <li>・ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療など</li> <li>・ 生活保護法、障害者総合支援法などに係る医療(法律に基づく公費負担医療)</li> <li>・ 労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付など</li> <li>・ 自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償額の支払いを受けるべき被害者に対する当該支払いに係る療養</li> </ul>

■表5 室料差額表

区分	改定前	改定後
特別室	15,750円	16,200円
個室A	6,300円	6,480円
個室B	5,250円	5,400円



■市民病院の医療費について

市民病院では、入院で個室を使用した場合の室料差額、健康診断料などが消費税の課税対象となっているため、4月1日から消費税引き上げ分を加えた額となります。

なお、消費税が課税されるもの、課税されないものの区分は表4のとおりです。※改定例Ⅱ室料差額の場合は表5のとおり

問い合わせ 市民病院医事課(☎33・6234)